

尾張東部構想区域における具体的対応方針（公的病院等の2025年において担う役割の方針及び病床数の方針）について

資料5

構想区域	No.	医療機関名	2025年において担う役割の方針 ※令和4年12月現在の愛知県地域保健医療計画 別表より作成										2025年に持つべき病床数の方針（病床数は暫定数） ※ 令和3年度病床機能報告結果をベースに、令和4年度第1回委員会までの協議を反映したもの							
			がん	脳卒中	心血管疾患	精神疾患	救急	災害	へき地	周産期	小児	在宅	その他（地域医療支援病院）	計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	（休棟・廃止等） （無回答含む）	介護保険施設等 へ移行
尾張東部	1	公立陶生病院	●	●	●		●	●		●	●		●	602	43	559	0	0	0	0
	2	独立行政法人労働者健康安全機構旭労災病院					●						●	250	4	196	50	0	0	0
	3	藤田医科大学病院	●	●	●		●	●		●	●			1,325	1,218	37	60	10	0	0
	4	愛知医科大学病院	●	●	●		●	●		●	●			853	800	53	0	0	0	0
			構想区域計											3,030	2,065	845	110	10	0	0

医政地発0207第1号  
平成30年 2月 7日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長

地域医療構想の進め方について

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項第7号に規定する地域医療構想をいう。以下同じ。）は、平成28年度中に全ての都道府県において策定され、今後は、地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）を通じて、構想区域（同法30条の4第1項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）ごとにその具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

略

このため、都道府県が地域医療構想の達成にむけて医療機関などの関係者と連携しながら円滑に取り組めるように、地域医療構想の達成に向けて医療機関などの関係者と連携しながら円滑に取り組めるように、地域医療構想の進め方について下記のとおり整理したので、ご了知の上、地域医療構想の達成に向けた検討を進めるとともに、貴管内市区町村、関係団体、関係機関等に周知願いたい。

記

1 地域医療構想の進め方について

(1) 地域医療構想調整会議の協議事項

「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）」においては、地域医療構想の達成に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する」こととされていることを踏まえ、都道府県においては、毎年度この具体的対応方針をとりまとめること。

この具体的対応方針のとりまとめには、地域医療構想調整会議において、平成37（2025）年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の

① 平成37（2025）年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割

② 平成37（2025）年に持つべき医療機能ごとの病床数

を含むものとする。